

第2 審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称	火薬類の製造営業に係る許可
根拠法令・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第3条
関係法令・条項	・火薬類取締法第6条、第7条及び第13条 ・火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31通商産業省令第88号）第2条、第4条、第4条の2、第5条及び第5条の2 ・火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号） ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年通商産業省告示第58号） ・火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づき可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成9年通商産業省告示第548号） ・火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく、火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年通商産業省告示第149号） ・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年通商産業省告示第302号） ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定めた件（平成16年経済産業省告示第118号） ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年経済産業省告示第69号） ・避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号）
審 査 基 準	・煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日35軽局第392号） ・火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽第560号） ・火薬類に関する対策の強化について（昭和50年2月28日50立局第128号） ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号） ・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号） ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について（平成18年9月19日平成18・08・17原院第1号） ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号）
標 準 処 理 期 間	25日